

特定鳥獣保護管理計画ワーキンググループの検討報告

1. 鳥獣の保護管理計画の推進

(1) 基本的な考え方

○特定鳥獣保護管理計画の作成にあたっては、対象とする鳥獣の地域個体群について長期にわたる安定的な維持が図られるように、関係する行政機関、団体、専門家及び地域社会等の幅広い関係者の意見を踏まえ、①個体数管理、②生息環境管理及び③被害防除対策からなる保護管理事業について、科学的知見や現状に基づく目標設定を行い、事業実施結果を次期計画にフィードバックするなど、計画的かつ順応的な保護管理が図られるように努めるものとする。

(2) 個体数管理

○個体数管理については、関係行政機関の間で個体数及び生息密度把握のための調査方法の統一などを図るものとする。

○捕獲数をはじめ個体数等に関する情報を関係主体が共有することで生息状況の把握に努めつつ、捕獲を実施する期間、方法、場所及び数量等の計画的な実施を図るとともに、モニタリングの実施による計画内容の調整を行うものとする。

(3) 生息環境管理

○特定鳥獣の生息状況を踏まえ、鳥獣の採食環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元等により、人と鳥獣の適切な関係の構築を図る視点から、生息環境管理を推進するものとする。

○関係主体が生息環境管理を実施する場合に、対象とする地域個体群全域の植生や土地利用の状況に加え、対象鳥獣による被害の動向等を踏まえ、関係する地域計画等との実施段階での整合や連携を図り、実効性をさらに高めるように努めるものとする。

(4) 被害防除対策

○被害の低減化に関する適切な目標を設定し、効果測定を行うことにより、防除対策の実施地区や実施方法の検討、改善に努めるものとする。

○農林水産業の振興が図られるよう被害状況の把握、防除対策等について行政部局間で連携するよう努めるものとする。

2. 広域的な鳥獣の保護管理

(1) 広域保護管理指針の作成の推進

○隣接する都道府県を越えて広域的に分布する地域個体群の管理にあたり、対象種の生態的特性や地域性により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だ

けでは、安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、広域保護管理指針により、広域的な保護管理の方向性を示すものとする。

- 広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画の作成に努め、適切な保護管理事業を実施するものとし、国は作成された広域指針を広く周知させるものとする。

(2) 広域保護管理指針の対象

- 広域指針の対象種は、隣接都道府県を越えて広域に移動する種や複数の都道府県にまたがる孤立個体群となっている種等とし、鳥獣の生息や被害の状況等を踏まえながら、国及び都道府県が役割分担又は連携して対応するものとする。
- 国は、改定中の種別の特定鳥獣保護管理技術マニュアルにおいて、地域個体群の輪郭及び今後優先的に広域指針を作成することが適当である地域個体群を示すものとする。

(3) 広域協議会の設置の考え方

- 広域指針の作成にあたっては、対象とする地域個体群の分布域に関係する都道府県、関係省庁及び関係機関等で構成される広域協議会を設置するものとする。ただし、鳥類等その行動域の広がりにより、地域個体群の区分が難しい場合には各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

(4) 実施体制

- 広域協議会は、行政機関においては、鳥獣担当部局だけでなく、農林水産担当部局の他、必要に応じて河川担当部局等も含めるものとし、利害関係者、自然保護団体等、事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるよう努めるものとする。
- 広域協議会は、対象地域個体群について科学的知見を集積し、関係者の調整を図りながら広域指針の作成を行い、順応的管理の考え方に基づき特定計画等の実施成果や地域個体群の動向を踏まえつつ、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 広域指針の作成と実施にあたっては、鳥獣の保護管理及び被害対策等に関する専門的知見を有する研究者等で構成された科学委員会を広域協議会に設けるものとする。

(5) 検討過程における意見

- 広域的な鳥獣保護管理は対象種によって異なった地域を設定して行うものではなく、地方ブロック等をベースにした固定的、常設的な体制の下で行うべき、との意見があった。

3. 地域における取り組みの充実

(1) 実施計画作成の推進

- 特定計画の効果的な目標達成を図るため、地域の状況を踏まえ必要に応じて、都道府県又は市町村等が、特定計画に基づき、その実施に関するプロセスを地域

別、年次別に具体化、明確化、細分化した実施計画を作成するものとする。

○都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた捕獲上限数を超過しないよう、各実施計画と特定計画の総合的な調整を図るものとする。

(2) 地域における保護管理の推進

○鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、実施主体の鳥獣担当部局や農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組を推進するものとする。

(3) 検討過程における意見

○地域における被害者の被害防除対策に対する満足度を汲み取る仕組みを考えるべきとの意見があった。

4. モニタリングとフィードバック

(1) 基本的な考え方

○都道府県は、順応的管理の一環として特定計画に定められた①個体数管理、②生息環境管理及び③被害防除対策におけるそれぞれの保護管理事業のそれぞれの目標について、計画期間中にモニタリングを行い、その結果を踏まえて計画の実施内容等についての見直しを行うものとする。また、計画の終了時に見直しを行い、次期計画に反映するものとする。

(2) モニタリングとフィードバック

○都道府県は、個体数に関するものだけでなく、被害防除や生息環境についても、モニタリングの実施に努めることとする。モニタリングを実施する場合には、既存の調査結果を活用し、同一地域個体群に係る隣接都道府県などと共同で実施するよう努めることとする。

○都道府県が、特定計画へのモニタリング結果のフィードバックや計画の見直しの際に設置する検討会等については、客観性や科学性を確保するために鳥獣保護管理及び農林業被害対策等に関する専門的知見を有する研究者等を構成員とする。

○国は、特定計画制度が適切に運用されているか、必要な種及び地域において特定計画が作成されているか等につき定期的に把握し、特定計画に関する総合的な評価を5年ごとに行い、それを踏まえて都道府県に助言を行うものとする。

○国は、概ね5年ごとに特定鳥獣保護管理技術マニュアルの見直しを行うものとする。また、必要に応じて特定計画制度及び基本指針についても検討を行うものとする。

(参 考)

特定鳥獣保護管理計画ワーキンググループの検討状況

1. 検討委員

座長 石井 信夫* 東京女子大学教授
阿部 俊昭 JAさくらんぼひがしね大富支所長
天沼 晋志 奥多摩町観光産業課農林水産係長
梶 光一 国立大学法人東京農工大学大学院教授
金森 弘樹 島根県中山間地域研究センター鳥獣対策グループ科長
亀若 誠* 社団法人 農林水産技術情報協会理事長
小南 幸弘 財団法人 日本野鳥の会自然保護室長
常田 邦彦 財団法人 自然環境研究センター研究主幹
速水 亨* 社団法人 日本林業経営者協会会長
三浦 慎悟* 国立大学法人 新潟大学農学部教授
他 農林水産省生産局及び林野庁より各1名

*印 鳥獣保護管理小委員会委員 (敬称略、五十音順)

2. 検討状況

第1回 平成18年7月18日(火)

- (1) 検討スケジュール
- (2) 検討の背景と特定計画の実施状況
- (3) 広域的な鳥獣保護管理
- (4) その他

第2回 平成18年8月7日(月)

- (1) 前回ワーキングにおける指摘と対応
- (2) 下位計画について
- (3) その他

第3回 平成18年9月13日(水)

- (1) モニタリング、フィードバックについて
- (2) これまでの議論について
- (3) その他